

## 愛知地方最低賃金審議会 第1回愛知県最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和7年7月29日(火) 午前9時30分～午前10時25分

場 所 名古屋合同庁舎第2号館3階共用大会議室

出 席 者

(公益代表委員) 中山委員(部会長) 長谷川委員(部会長代理) 水野委員

(労働者代表委員) 安藤委員、寺田委員、松村委員

(使用者代表委員) 岡安委員、古閑委員、堀江委員

(事務局) 高橋労働基準部長、佐野賃金課長、佐藤主席賃金指導官、  
名倉課長補佐、松永専門監督官、水谷賃金指導官、  
白川賃金指導官、丹下賃金調査員

議 題 (1) 部会長及び部会長代理の選出について

(2) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の運営について

(3) 令和7年度愛知県最低賃金の改正について

(4) その他

議 事

### ○白川賃金指導官

それでは、これより撮影を可能といたします。撮影される方は、撮影される場所へ移動していただき撮影を行ってください。

(冒頭撮影)

### ○白川賃金指導官

それでは撮影はここまでとさせていただきます。

冒頭の撮影が終了しましたので、ただいまより、令和7年度愛知地方最低賃金審議会第1回愛知県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、第1回の専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局にて進行させていただきます。

以後、着座にて失礼させていただきます。

専門部会委員の皆様への辞令につきましては、机上に配付させていただいておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

本日の資料ですが、会議次第に合わせまして、資料目次記載の 1 から 36 及び別途配付資料 1 と労働者代表委員資料を配付させていただいております。不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本日の専門部会は公開となっておりますので、傍聴の方がいらっしゃることを併せてご報告させていただきます。

続きまして、専門部会委員のご紹介をさせていただきます。

本専門部会の委員名簿は 1 ページの資料 1 としてお配りしており、全ての委員の方が、本審の委員でもありますので、この名簿の配付をもってご紹介に代えさせていただきます。

委員の出欠状況でございますが、

公益代表委員は 3 名全員がご出席

労働者代表委員は 3 名全員がご出席

使用者代表委員は 3 名全員がご出席

となっており、委員 9 名全員がご出席されておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数「全委員の 3 分の 2 以上又は各側委員の各 3 分の 1 以上の出席」を満たしていることを併せてご報告いたします。

それでは議事に入らせていただきます。

議題（1）「部会長及び部会長代理の選出について」です。

部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項が準用する同法第 24 条第 2 項において、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」と規定されています。愛知地方最低賃金審議会におきましては、従来より、公益委員の互選により選出された候補者について、承認による「選挙」を実施することとなっております。

今回もこの方法でご承認いただくという形でよろしいでしょうか。

（ 委員全員承認 ）

○白川賃金指導官

ありがとうございます。

それでは、選出方法につきましてご承認をいただきましたので、公益代表委員の互選結果をご報告いたします。

部会長に中山徳良委員、部会長代理に長谷川ふき子委員が選出されたとのご報告を受けております。皆様ご承認いただけますでしょうか。

ご賛成の方は拍手でご承認をお願いいたします。

（ 拍手により委員全員承認 ）

○白川賃金指導官

ありがとうございます。

ご承認をいただきましたので、部会長及び部会長代理の席に名札を置かせていただきます。

事務局は準備をお願いします。

(机上に部会長、部会長代理の名札を置く)

○白川賃金指導官

それでは、中山徳良部会長よりご挨拶を賜り、以降の議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○中山部会長

部会長に選出していただきました中山でございます。よろしくお願ひいたします。この部会は地賃の改正を決める大事な部会となっておりますので、是非大いに議論していただき結構ですけれども、円滑な議事の進行にもご協力賜ればと思っております。これからよろしくお願ひいたします。

それでは議事を進めさせていただきます。

議題(2)「愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の運営について」に入ります。

まず事務局から説明をお願いいたします。

○佐野賃金課長

賃金課長の佐野でございます。私の方から説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

まず最初に、愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程についてですが、資料の2ページの資料 No.2 の愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程(案)をご覧いただきたいと思います。

愛知県最低賃金専門部会につきましては、毎年審議の都度、委員の推薦公示を行った上で、委員の選任を行い、最低賃金の改正決定が終わった段階で、委員を解任していますので、専門部会運営規程についても、毎年ご確認いただくことになっています。

運営規程第1条には、専門部会の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程によるとしています。

第2条では、専門部会の委員構成については、最低賃金法第25条、最低賃金審議会令第6条により委員は公労使同数の各3人以内と規定されていることより、公労使各3人の9人とするとしています。

第3条では、この部会は、部会長が必要と認めたときのほか、愛知労働局長、

3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集することとなっています。

第4条では、部会長が必要と認めるときは、テレビ会議システムを使用した出席を可能としています。

第5条では、部会長が会議の議長となって議事を整理するとしているほかに、同条第3項では部会長が必要と認めるときは、委員ではない者の意見を聞くことができるとしています。

第6条では、会議は、原則として公開とするとしています。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができます。

第7条では、会議の議事について、議事録を作成することとなっており、同条第2項では、議事録及び会議の資料は原則として公開とすることとしています。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすると能够とされているほか、第3項では、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとしています。

第8条では、部会長は、専門部会において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告することとなっています。

運営規程（案）に係る説明は以上です。

○中山部会長

ありがとうございました。ただ今事務局から運営規程（案）について説明がありましたがけれども、何かご質問があればお願ひいたします。

（特になし）

○中山部会長

よろしいですか。ご質問等が無ければ、資料No.2の本専門部会運営規程（案）についてご承認いただいたということで、よろしいでしょうか。

（全委員の承認確認）

○中山部会長

ありがとうございます。ご承認をいただきましたので、今の(案)を取りまして、附則第1条の施行日を令和7年7月29日として、この運営規程により運営していくこといたします。

次に関係労使参考人による意見聴取についてです。資料No.2の専門部会運営規程第5条第3項では、「専門部会は部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる」となっています。本専門部会としてのご意見を改めてお伺いしたいと思います。

意見陳述について労働者代表委員の方はいかがでしょうか。

○寺田委員

特に予定しておりません。

○中山部会長

ありがとうございます。続きまして使用者代表委員の方はいかがでしょうか。

○岡安委員

使用者側の方も特に予定しておりません。

○中山部会長

ありがとうございます。

参考人による意見聴取の実施につきまして、今、労働者側、使用者側双方から予定は無いというご意見を伺いましたので、当専門部会としては、参考人による意見聴取は行わないということとしたいと思います。よろしいでしょうか。

( 労使委員に確認 )

○中山部会長

ありがとうございます。それでは、本年度は、当専門部会は参考人による意見聴取は行わないことといたします。

続きまして、議題(3)「令和7年度愛知県最低賃金の改正について」に入ります。審議に入る前に事務局から本日の配付資料の説明をお願いいたします。

○佐野賃金課長

では事務局から資料の説明をいたします。

まず資料の4ページの資料3から説明いたします。

資料 3 は、「最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和 6 年度版」です。平成 26 年度から令和 6 年度までの最低賃金引上状況等の推移をまとめたものです。

左端、「区分」欄に記載してありますように、上段が愛知県の最低賃金、下段が特定最低賃金 9 業種であり、年度ごとに時間額、引上額等が記載されています。

続いて資料 5 ページの資料 4 は、昨年度の地域別最低賃金改定状況を都道府県別に掲載したものです。表の赤枠が愛知県です。昨年度の目安額は A、B、C 全てのランクにおいて 50 円でした。このうち 20 の都道府県が目安額と同額の 50 円の引上げ、27 の県が目安額を超える引上額でした。引上額が最も高かったのは B ランクの徳島県で 84 円でした。

資料の 6 ページ、資料 5 です。こちらは答申要旨の公示日から最短効力発生予定日の一覧です。改正決定した最低賃金の効力発生の日は、指定日を定めない限り、公示の日から起算して 30 日を経過した日となります。また、公示の日から起算して 30 日を経過した日以降の特定の日を定めることも可能となっております。

ここで一例として、10 月 1 日（水）を発効日とする例を黄色の蛍光ペンで示しています。

資料の 7 ページからの資料 6 は、愛知県発表の「あいちの人口」等です。2025 年 6 月 1 日現在の推計人口は 7,453,257 人であり、前年同月に比べ 15,587 人の減少となっています。

同じ資料 11 ページからは、名古屋市の「転入・転出者アンケート調査結果報告書」もつけてあります。

資料の 53 ページの資料 7 は、愛知県が公表した「令和 6 年 10 月以降の名古屋市消費者物価指数の対前年上昇率の推移」です。

名古屋市消費者物価指数の対前年上昇率について、持家帰属家賃を除く総合指数によると、令和 6 年 10 月以降、3% 台～5% 台で推移し、令和 7 年 5 月までの対前年同月の平均上昇率は 4.5% となっています。

54 ページからは、同じく愛知県が発表した 2025 年 5 月分の名古屋市消費者物価指数の内容です。令和 2 年（2020 年）を 100 とする総合指数は 112.5 となり、前年同月比 3.8% の上昇、生鮮食料を除く総合指数は 112.0 となり、前年同月比 3.9% の上昇、また、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は 110.7 となり、前年同月比 3.6% の上昇となっています。

愛知県の資料の後、57 ページからは総務省発表の全国版も付けておりますのでご確認ください。

資料の 70 ページの資料 8 です。これは愛知県から発表された総務省統計局の「家計調査報告（1 世帯当たりの平均支出（名古屋市・二人以上世帯））」です。2025 年 2 月の平均支出額は 406,962 円で、前年同月比 62.4% 増加となっています。

ます。ものすごい増加ですが、よく見ると下の方のその他の消費支出の 2025 年 2 月の欄ですが、仕送りというのが去年の 2 月と比べてすごく増えているので、この部分が影響しているのかと思いますが、かなり増加している状況です。

資料 71 ページからの資料 9 は、愛知県から発表された「あいちの勤労( 2025 年 4 月分 )毎月勤労統計調査地方調査結果」です。「きまつて支給する給与」や「所定外労働時間」、「常用雇用指数」などが記載されています。2025 年 4 月分の調査産業計、事業所規模 5 人以上でみると、きまつて支給する給与は 294,763 円となり前年同月と比べて 0.6% の増加となっています。

資料の 90 ページからの資料 10 は、愛知県から発表された「愛知県内の企業における 2025 年春季賃上げ要求・妥結状況調査結果について」です。平均妥結額は 18,441 円で対前年比 3,165 円増加、平均賃上げ率 5.4% で対前年比 0.6 ポイントの増加となっています。

資料の 94 ページからの資料 11 は、厚生労働省から発表された「毎月勤労統計調査 令和 6 年度分結果確報」です。前年と比較して月間現金給与総額は 347,994 円、 2.8% 増。月間所定外労働時間は 10.0 時間、 2.7% 減となっています。

続けて資料の 113 ページ「毎月勤労統計調査 令和 7 年 5 月分結果速報」も公表されましたので、付けさせていただきました。毎月きまつて支給する給与は 287,546 円で前年同月比 2.0% の増加となっています。

資料の 132 ページ、資料 12 は、愛知労働局職業安定部から発表された「最近の雇用情勢( 令和 7 年 5 月分速報 )」です。有効求人倍率は 1.32 倍で対前月 0.03 ポイント減少、新規求人倍率は 2.41 倍で対前月 0.06 ポイント減少となっており、基調判断は「雇用情勢は、持ち直しの動きが広がりつつあるが、一部に改善の動きが弱まっており、引き続き注意する必要がある。」とされています。

資料の 144 ページ、資料 13 は、財務省から発表された「足下の賃上げ動向と持続的な賃金上昇に向けた地域企業の取組」の特別調査結果となります。

資料の 161 ページからの資料 14 は、骨太の方針の「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の施策パッケージ案となります。参考までに付けさせていただいております。

資料の 186 ページからの資料 15 は、海外の最低賃金における指標等です。前に提供した新しい資本主義のグランドデザインの中の資料から取ったものです。EU 指令においては、賃金の中央値の 60% や平均値の 50% が最低賃金設定に当たっての参考指標として、加盟国に示されている等と書いてあります。

資料の 189 ページからの資料 16 は、愛知県から発表された「あいちの景気動向-あいちの景気動向指数- ( 2025 年 4 月分 )」です。一致指数の基調判断は「景気変動の大きさやテンポ( 量感 )を表す景気動向指数( C I 一致指数 )は、改善を

示している。」とされています。

資料の 209 ページからの資料 17 です。こちらは経済産業省中部経済産業局から 2025 年 7 月 16 日に発表された「最近の管内総合経済動向」です。2025 年 5 月指標を中心としてみると「生産は、緩やかな持ち直しに足踏みがみられる。個人消費は、持ち直している。倒産件数が 2 か月ぶりに前年同月を下回った。」などの要素から、総合的な判断として「最近の管内の経済動向は、持ち直しているものの、生産面に足踏みがみられる。」とされています。

資料の 230 ページからの資料 18 です。経済産業省中部経済産業局から 2025 年 4 月 16 日に発表された「管内企業の活動状況等について」です。2025 年 3 月期（調査企業数 71 社）の調査結果を取りまとめたものであり、生産、個人消費、設備投資、雇用について足下の状況と先行きについての調査結果がまとめられています。

資料の 244 ページからの資料 19 です。日本銀行名古屋支店が 2025 年 7 月 9 日に発表した「東海 3 県の金融経済動向（2025 年 7 月）」です。総括判断は「東海 3 県の景気は、緩やかに回復している。」とされており、個別の項目には「個人消費は、物価上昇などの影響がみられるものの、緩やかな増加基調にある。」、「雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。」、「企業の業況感は、良好な水準を維持している。」、「消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。」などと記載されています。

資料の 256 ページからの資料 20 です。東海財務局から発表された「東海地域の経済構造」です。経済規模と所得水準、管内主要経済指標などが記載されています。令和 3 年度の東海 4 県、愛知、岐阜、三重、静岡の県内総生産は 74.6 兆円、一人当たりの県民所得は愛知県が 359.7 万円で全国 2 位、総生産の構成比を見ると製造業を中心とする第 2 次産業の割合が高く、中でも輸送用機械の割合が全国と比べて高いことなどが記されています。

資料の 263 ページからの資料 21 は、令和 7 年 4 月に財務省東海財務局から発表された「最近の管内経済情勢について」です。総括判断として「管内経済は、緩やかに回復しつつある」とされています。

資料の 268 ページからの資料 22 は、令和 7 年 4 月に財務省東海財務局から発表された「最近の愛知県内経済情勢について」です。総論としては「愛知県内経済は、緩やかに回復しつつある」とされています。個人消費に関しては「持ち直している」、生産活動に関しては「緩やかに回復しつつある」、雇用情勢に関しては「緩やかに改善しているが、企業の人手不足感は続いている」とされています。

資料の 272 ページからの資料 23 は、財務省東海財務局が令和 7 年 6 月 12 日に発表した「法人企業景気予測調査」です。東海 4 県に本社を置く資本金 1 千万以上の法人企業を対象として 1,144 社から調査票を回収した調査です。景況判断

としては「全産業で現状判断は「下降」超、7年7-9月期は「下降」超幅が縮小する見通し」とされています。

資料の292ページからの資料24は、日本銀行名古屋支店が2025年7月1日に発表した「東海3県の企業短期経済観測調査結果(2025年6月)」です。東海3県の640社への調査結果(回答率99.2%)によると、企業の業況判断については全産業を平均した場合、2025年3月の調査結果では回答時がプラス15ポイント、先行きはプラス7ポイントであったところ、6月の調査結果では回答時がプラス14ポイント、先行きはプラス7ポイントとなっています。

資料の299ページからの資料25は、愛知県から発表された「2025年4月-6月期中小企業景況調査結果」です。県内の中小企業2,000社を対象とした四半期ごとの経営動向調査であり、結果の概要は、「本期は、業況判断、売上及び採算の各D.I.で前期実績を下回った。」、「来季は、業況判断および売上D.I.で前期実績を上回り、採算D.I.で前期実績と横ばいの見通し」とされています。

資料の312ページからの資料26は、株式会社帝国データバンク名古屋支店から2025年5月19日に発表された「東海4県・2025年度の業績見通しに関する企業の意識調査」です。「企業の業績見通しは、增收増益を見込む企業の割合が23.6%と2年連続で減少したのに対し、減収減益は23.6%と2年連続で増加した。東海地区ではトランプ関税による景況感悪化に対する警戒感は強く、全国より業績見通しが厳しくなった。」とされています。

資料の317ページからの資料27は、愛知県労働組合総連合による最低賃金の問題点を説明したものとなります。

資料の319ページからの資料28は、全労連による「最低賃金生計費試算調査結果」となります。25歳男性・単身者・賃貸ワンルームマンション(25m<sup>2</sup>)に居住という条件で資産したものです。愛労連による愛知県(名古屋市)の調査結果も付けてあります。

資料の334ページの資料29は、愛知県労働組合総連合が愛知県における採用時給を調査した結果となります。

資料の335ページからの資料30は、日本経済団体連合会が発表した「経団連2025年春季労使交渉 大手企業月例賃金回答状況(第1回集計)」です。妥結額は19,342円、賃上げ率は5.38%となっています。また、338ページからの資料31には「経団連 2025年春季労使交渉 中小企業月例賃金回答集計結果(第1回集計)」を付けさせていただきました。妥結額は11,826円、賃上げ率は4.35%となっています。

資料の341ページからの資料32は、日本商工会議所・東京商工会議所が発表した「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果となります。2025年度に賃上げを実施する中小企業は約7割、正社員の賃上げ率は4.03%、都市部、地方とも

に昨年以上の賃上げが進むが、地方・小規模企業で上げ幅がより小さいという結果が示されています。

資料の 364 ページからの資料 33 は、日本労働組合総連合会が発表した「2025 年春闘 連合回答集計結果（第 7 回）」となります。全体での月例賃金の引上げ額は 16,356 円、引上げ率は 5.25% で、昨年同時期と比較して 0.15 ポイントの増加、組合員数 300 人未満では引上げ額 12,361 円、引上げ率 4.65% という結果となっています。

資料の 376 ページからの資料 34 は、日本経済団体連合会が発表した「経団連夏季賞与・一時金 大手企業妥結状況（第 1 回集計）」となります。

資料の 379 ページからの資料 35 は、名古屋商工会議所が発表した「第 53 回定期景況調査（2025 年 4~6 月期）」です。本期の業況としては、「全産業の業況判断 DI は 6.0pt 下降してマイナス水準に転じた。来季も悪化する見込み」とされています。また、トピックス調査として「取引価格適正化の実施状況」や「トランプ大統領の政策による影響」も調査されています。

資料の 425 ページからの資料 36 は、全国中小企業団体中央会から発表された「5 月の中小企業月次景況調査」です。「5 月の景況 DI は製造業・非製造業ともに小幅上昇」とされています。

また、別途配付資料として、先に委員の皆様方にはメールにて厚生労働省本省のリンク先をご案内させていただきましたが、本年 7 月 11 日に開催されました第 70 回中央最低賃金審議会及び第 1~3 回の目安に関する小委員会において示されました資料を配付させていただきました。

資料目次にありますが、第 70 回中央最低賃金審議会の資料の中には、7 月 3 日開催の本審（諮詢）においても資料として配付させていただきました閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針 2025（いわゆる骨太の方針）」からの関係抜粋部分が含まれていますので、適宜ご参照いただければと思います。

あと別途資料で、机上配付で「愛知県最低賃金専門部会 労働委員資料」を 1 部配付させていただいております。

事務局からの説明は以上となります。

## ○中山部会長

ありがとうございます。ただ今資料について説明していただきましたけれども、何かご質問、ご意見等があればお願いしたいと思います。

（ 特になし ）

○中山部会長

よろしいでしょうか。それでは私から一つだけ。

先ほど専門部会前の雑談でお話しましたけれども、消費者物価指数の話で確認です。頻繁に購入する品目というのは、中賃では出るのですがここでは昨年度もそうでしたが、本省からは示されないということでしょうか。

○佐野賃金課長

はい、本省から示されていないと聞いております。

○中山部会長

計算方法とかを聞いてもわからないというものですか。

○高橋労働基準部長

すいません、記憶なのですが、昨年度はそこも含めて出せないという話だったと聞いていますが、また改めて本省の方には確認してみたいと思います。

○中山部会長

はい、それだけお願いしたいと思います。

他に何かありますでしょうか。

○岡安委員

今のお話で、別途資料の 343 ページに、先ほど「頻繁に購入する品目」の構成という中身が全部羅列してあって、これの内の一部が個別にわからないからわからないというようなご回答なのですか。

○高橋労働基準部長

おそらくそういう形だったと思っています。

○岡安委員

わかりました、中身はここに示されているなど確認して。なかなか、公開資料を探しても出てこない資料で、私も一回チャレンジしてみたことがあるのですが、全部は出てこないなというのがあって。

○中山部会長

これは全国なので、愛知県だと品物が変わるかもしれないですよね。そういう意味でもなかなか難しいかもしれないという。

他に何かありますでしょうか。

( 特になし )

○中山部会長

それでは議題に関しまして、今年度の地賃の改正について、現時点における労使双方の基本的な考え方を伺いたいと思います。

まず、労働者代表委員からお願ひしたいと思います。

○寺田委員

労側の寺田から説明させていただきます。

当日配付になって申し訳ありません。資料を準備させていただきましたので、それに則って説明させていただきます。

まず、地域別最低賃金に対する考え方についてお伝えさせていただきます。先ほどもいろいろな資料をご提示いただいて、その中にも私どもが注目しているところも載っておりましたので、その中で、環境認識について 3 つお伝えさせていただければと思います。

まず、物価と賃金指数の状況についてです。先ほどの資料の中にもありましたとおり、本年 6 月分の名古屋市の消費者物価指数は総合で 3.5% の上昇で、愛知県における実質賃金の指数のところも細かく見てみると 2.9% の減少となっております。物価ですね、ご覧の表を見ていただいても昨年度より高い状況が続いている、実質賃金も所々プラスに転じているところもありますが、基本的には実質賃金マイナスの状態が続いているということがありまして、私たち働く者の暮らしは厳しい状態が続いているという状況と見て取れると認識しております。

続いて愛知県の雇用の状況です。非正規雇用で働く人、医療・福祉分野で働く人の状況ということになります。愛知県の雇用状況は先ほどの資料の中にも細かくありましたけれども、非正規雇用で働く労働者の割合、37.0% ということで、4 割弱の方たちが非正規雇用の状況で働いているということあります。とりわけ、社会的にも注目を浴びています医療・福祉分野の産業で働く非正規の労働者の割合を見てみると 41.0% ということで、全体よりも高い状況で非正規の労働者が多いという状況であります。医療・介護・福祉の分野は、近年注目を浴びているところですが、やはり国が定める報酬でありますので、なかなか賃上げしづらい性質があると思っております。その多くがエッセンシャルワーカーの役割を果たしているにもかかわらず、最低賃金近傍で働いている現状が注目されて、近年賃上げの必要性が社会的にも認識されているかと思っております。基本給、待遇改善加算等の引上げのためにも、密接に地域別最低賃金が関わっていると思いますの

で引上げが必要であると認識しております。

続いて、春闘の結果でございます。資料の中にはあります、連合愛知の愛知県の中でまとめた状況ですけれども、ご覧の下の表のようになっておりまして、大手、中小共に、比較可能な 2013 年以降、最も高い結果となっております。愛知県が発表した賃上げの春交渉の賃上げ要求、妥結の状況を見てとっても、1990 年以降で最も高い水準となっており、2 年連続で最高額を更新しているという春闘の結果となっております。連合全体でも、全体の平均よりここ愛知は高い水準の結果となっているかと思います。

これらの 3 つの環境認識のもと、非正規雇用労働者はじめ、最低賃金近傍で働く人も多く、とりわけ医療・福祉分野において賃上げの必要性が高まっている。一方、本年の春闘結果では過去最高の水準結果となっており、広く地域社会へ波及させていく必要があると考えております。

そのためにも、本年の愛知県における地域別最低賃金につきましては引上げる必要性があると労働者側としては認識しております。

具体的な金額につきましては、目安が出てから進めていければと思っておりますので、本年、地域別最低賃金につきましては引上げる必要があるということをこの場で公益の皆さん、使用者側の皆さんと共有させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。以上となります。

#### ○中山部会長

ありがとうございました。続きまして、使用者代表委員の方からお願いしたいと思います。

#### ○岡安委員

使用者側として発言させていただきます。

まず、今年の最低賃金の審議において、物価上昇ですとか賃上げの状況の背景として一定の引上げが必要だということは使用者側としても認識を持っているところです。物価上昇につきましては、当然企業の方も大きな影響を受けておりまして、生産性の向上と合わせて価格転嫁も今進めているところですが、コスト上昇分も十分に価格転嫁できていない企業がまだまだ多い状態です。

先ほどの別途資料の中にありました、価格交渉月間のフォローアップ調査の資料の中に転嫁率が示されているとおり、なかなかコスト分を全て転嫁できているところが本当に少ないというような状況でして、さらに特にサプライチェーンの階層が深いほど、転嫁率も下がるといった傾向がみられています。

先ほど配られた資料の中では、端折ってしまっている部分ですけれども、元データを見ますと、4 次受け以上の企業は 4 割程度しか転嫁できていないといった

のような数字もあります。ちなみに、1次受けは53.6%というところで、13%近く転嫁の状態が違うというところです。こういった中小企業ほど厳しい状況になっている要因の一つだと考えています。

価格転嫁は着実に進んではいるものの、通常の事業の賃金支払い能力という三要素について、物価、賃上げよりも遅れているというのが使用者側の認識ですので、さらに規模が小さいほど労働分配率も高く、最低賃金の引上げに対する負担感も大きいということも申し添えさせていただきます。

また、生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力の三要素のうち賃金につきましては、よく議論に出てくる数字は平均の賃上げ率が議論に上がってますし、先ほど連合さんの示していただいた数字もあるんですけど、これは定期昇給分、すなわち1年間頑張った成果に対する昇給も含まれている分という数字で出ていて、本来はベースアップの部分に着目して議論するべきだというのが私共の考えです。具体的には、愛知県経営者協会が春に行った調査では、ベースアップをした企業のアップ率は3.32%で、ちなみに先ほどの連合愛知さんの資料ですと3.59%というのがこれに当たるかと思います。賃金改善分というところですね。こういった数字が今後議論としていきたい数字と私共は考えています。

また、発効日につきましても例年8月上旬に答申をして10月1日に発効というのが愛知のパターンかと思いますけれども、2か月もない間で非常に準備期間が短いことがありますので、最低賃金の引上げに関しては単純に最低賃金に抵触する人だけをポンと引上げればいいという話ではなく、まずどこまでを対象としてどのようにして最低賃金未満の人でも1円足りない人と、いくらになるかわからないんですけど30円、40円足りない人ですと、そのまま同じ最低賃金に上げればいいという乱暴な話はできませんので、そういうことを検討する。また、その後4月の初任給への影響も出てくるかと思いますので、こういった検討すべき事項は多岐にわたります。これらを準備する期間に加えて、10月に毎年昇給がありますといわゆる年金の壁の問題があって、一部では出勤の調整をお願いしたいと申し出でていただく従業員さんも出てくるということも伺っています。こういったことを考えますと、早くとも1月1日、あるいは多くの会社が昇給を行う4月1日発効なども検討していくべきと考えています。

最後に、いわゆる骨太の方針の中で、中央の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は各種支援などを行い、中小・小規模事業者を後押しするというような内容がありました。すでに今賃上げですとか、近年の最低賃金の引上げによって企業の経営は大変厳しい状況に置かれているという状況ですから、目安を超えるといった条件をつけて目安を超えた地域とそうでない地域を分断するようなこういった政策というのは非常に残念であるというのが感想です。やはり日本経済全体の好循環に向けた継続的な支援を、こういった条件付きではなく全体に対

する支援ということで要請していきたいということを述べさせていただき、使用者側の意見とさせていただきます。

○中山部会長

ありがとうございました。いかがでしょうか、他に意見等があれば委員の方からでも結構ですので。

○長谷川部会長代理

公益委員の長谷川です。

今、使用者側が口頭でおっしゃられた、手元にはあるがという資料をできれば公益委員、皆さんに配付をしていただけますと議論の資料が双方一緒になるかと思いますので。

○岡安委員

そうですね。お話しした中で資料として出すべきかと思っているのは、サプライチェーンの階層が深くなるほど、という部分と、口頭で申し上げました愛知県経営者協会の調査結果も、愛知県経営者協会ですと単純平均をとっておりまして、連合愛知さんですとか全国調査の多くは加重平均をとっていますので、その辺を加味するとほぼ同じ傾向が確認できるかというのもありますので、そういう意味も込めて、次回までに出させていただきたいと思います。

○中山部会長

はい、よろしくお願ひします。他にござりますでしょうか。

○安藤委員

使用者側の方からも物価上昇等も含めて、一定の引上げが必要という結果を示していただいたことには非常に有難いと思っております。

お願ひというか、次回以降、具体的な金額の審議に入ってくるかと思うのですけれども、毎年私たち一定程度、これぐらいの金額が必要じゃないかというようなことを示させてているんですが、できれば使用者側の方でも次回の段階でこれぐらいの金額が使用者側としては適正ではないかということを示していただけないと、議論としてもお互いの立場がはっきりした上で議論が進められるかと思うので、この場で一つお願ひしたいと思います。

○中山部会長

はい、わかりました。でも、話し合いの場でその段階で適切に判断していくとい

うことにしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

( 特になし )

○中山部会長

それでは、ただいま本年度における愛知県最低賃金の改正審議に向けて労使双方から基本的なご意見をいただきました。

お話にもありましたとおり、次回以降の専門部会において、さらに具体的な審議に入っていく予定にしております。次回も労使協力の下に円滑な審議がなされますように、ご協力をお願ひいたします。

次に、議題(6)「その他」についてです。各委員の皆様、何かありますでしょうか。

○岡安委員

すいません、日程についてですが、中央の目安の審議が先週の動向を見ているとやや遅れているかというところで、当初の予定だと今日ぐらいに一つ示されるのではないかと思っていたのですが、こういった中央の目安が出るのが遅れた場合に、専門部会として日にちを変える、ないしは追加するというようなことは想定されますか。

○中山部会長

事務局の方からお願ひしたいと思います。

○佐野賃金課長

現状、まだ中央の目安がいつということがこちらの方に情報として入ってきていないのですが、本来であれば次の本審で目安伝達と考えて、それもあくまでも予定ですので、それまでに目安が出なかったらその次の第2回専門部会で、そこでももしダメならその次ということになりますけれども、もう少し中央の状況を見ながら、そこでいつにするかということには事務局として早く連絡していきますので、よろしくお願ひいたします。

○岡安委員

わかりました、予定の変更が具体的になりましたら、なるべく早めにご連絡いただけますと助かります。よろしくお願ひいたします。

○中山部会長

他によろしいでしょうか。

( 特になし )

○中山部会長

では、事務局から何か説明、連絡等はありますでしょうか。

○佐藤主席賃金指導官

はい、事務局からご連絡申し上げます。着座にて失礼いたします。

次回の第2回専門部会の日程ですが、第2回専門部会は、8月1日(金)午後2時から開催を予定しています。資料等は追ってお送りいたしますが、会場は、桜華会館2階「梅の間」となります。よろしくお願ひいたします。

先ほど、岡安委員からお話があったとおり、もし変更とか追加等があれば、隨時早急に、早めにお知らせしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○中山部会長

ただ今の事務局からの連絡に対し、何かご質問等はありますか。

○寺田委員

変更がない場合はそのままという認識でよろしいですか。変更はありませんよという連絡は来ないという認識でいいですか。

○佐藤主席賃金指導官

はい、事前に資料等をお送りする時に、コメントをつけて早めにお送りさせていただきますので、基本的には変わらない、何もなければ変わらないというスタンスで受け止めていただければ結構だと思います。

○寺田委員

あともう一点。メールでセキュリティ上、難しいかもしれませんけれども、クラウドにドカッと資料を入れてというのは難しいですかというご相談です。

○佐野賃金課長

すいません、現状、労働局のシステムでできないところです。次回の課題として検討させていただいて、要望等をあげたりはしますが、現状難しいというところ

で、申し訳ないですが、ご理解ください。

○佐藤主席賃金指導官

すいません、1回目だけが少し大量なので、2回目以降は少なくなります。お願いします。

○岡安委員

例えば、方法論の一つとしてなんですけど、添付ファイルという形でいただいているんですけど、ほぼほぼ公開資料ですので、URLでざっと一覧にしてお示していただくという、そういう方法はどうですか。皆さん、その方が大変になりますか。じゃあ、すいません、また大変になるようでしたら。楽になる方法はないかなと。

○佐藤主席賃金指導官

資料のホームページの掲載はですね、事後にいつも載せていますが、事前に載せていないので、お送りしているのが実状です。ホームページの掲載は、終わってから議事録等を掲載する時に同時に資料を載せます。今回は、お送りさせていたいた量が多かったので、分割もしましたのでちょっと申し訳なかったですけれども、システムのセキュリティ上あまり大量に送れないで申し訳ないです。その辺は課題として、持ち帰って考えたいと思います。

○堀江委員

はい、現状では最適なことをやってくださっていると理解しました。

○中山部会長

はい、いろいろ問題があると思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了しましたので、専門部会は閉会といたします。本日は、お疲れ様でした。

ありがとうございました。

(令和7年7月29日)愛知地方最低賃金審議会第1回専門部会 議事録